

一 般 ガ ス 個 別 約 款
(小型空調契約)

令和5年12月20日実施

丹 後 瓦 斯 株 式 会 社

目 次

1. 目 的	1
2. 個別約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の成立	1
6. 使用量の算定	2
7. 料 金	2
8. 単位料金の調整	3
9. そ の 他	4

付 則

1. この個別約款の実施期日	4
----------------------	---

(別 表)

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法	4
2. 料 金 表	6

1. 目的

この個別約款は、負荷調整を推進しつつ当社の製造供給施設の効率的利用を図り、
以って合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 個別約款の変更

当社は、この個別約款を変更することがあります。この場合、お客さまとの需給
契約の内容は、変更後の個別約款によります。

3. 用語の定義

- (1) 「空調機器」とは、消費機器のうちエネルギー源としてガスを使用する空調用熱
源機をいいます。
- (2) 「小型空調機器」とは、空調機器のうち、ガスエンジンヒートポンプ方式の機器お
よび冷凍能力 351.6kw(100US. RT) 以下のガス吸収式の機器をいいます。
- (3) 「冬期」とは 1 2 月検針分（11 月検針日の翌日から 12 月検針日まで）から 3 月
検針分（2 月検針日の翌日から 3 月検針日まで）までをいい、「夏期」とは、4 月検
針分（3 月検針日の翌日から 4 月検針日まで）から 1 1 月検針分（10 月検針日の翌
日から 11 月検針日まで）までをいいます。
- (4) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法
の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計
算の結果、1 円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (5) 「単位料金」とは、8 に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。
- (6) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率
を加えた値をいいます。なお、この個別約款においては 8% といたします。

4. 適用条件

お客さまが、小型空調機器を使用し、小型空調機器のガスの使用量を算定する専用
のガスメーター（以下「小型空調機器専用ガスメーター」といいます。）を設置する
（設置は当社の導管部門）場合に、当社に対してこの個別約款による契約を申し込む
ことができます。

5. 契約の成立

- (1) お客さまは、この個別約款を承諾のうえ、当社にこの個別約款の適用を申し込ん
でいただきます。
- (2) 契約期間は次のとおりといたします。

- ① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月

の翌月を起算月として 12 か月目の月の検針日までといたします。

② 当社との他の契約の解約と同時に、この個別約款を適用する場合は、解約した契約の解約日の翌日からその解約日が属する月の翌月を起算月として 12 か月目の月の定例検針日までといたします。なお、解約した契約の契約期間は、その契約の解約日までといたします。

③ 契約期間満了に先立って解約又は変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日が属する月の翌月を起算月として 12 か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

(3) 当社は、この個別約款および他の個別約款にもとづく契約を契約期間満了前に解約又は解約と同時に一般ガス小売供給約款に基づく契約を締結されたお客さまが、同一需要場所でこの個別約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が解約の日から 1 年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません（(4) においても同じ）。

(4) 当社は、お客さまがこの個別約款の契約期間満了前にこの個別約款の解約と同時に他の個別約款の適用を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

当社は、当社（導管部門）より通知を受けた前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みによりその料金算定期間の使用量を算定いたします。

7. 料金

(1) 当社は、別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金又は 8 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。

(2) 当社は、早収料金又は遅収料金について、その計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(3) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して 20 日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含みます。）を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を 3 パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。なお、早収期間の最終日が一般ガス小売供給

約款に定める休日（以下「休日」といいます。）の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が (2) ①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表 1 (3)のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1 立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.083 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$

- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1 立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.083 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$

（備考）

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第 3 位以下の端数は、切り捨て。

- (2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格、原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ①基準平均原料価格（トン当たり）

82,440 円

- ②平均原料価格（トン当たり）

別表 1 の (3) に定められた各 3 か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトン当たり LNG 平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。）及びトン当たり LPG 平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算式）

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{トン当たり LNG 平均価格} \times 0.9430 \\ &+ \text{トン当たり LPG 平均価格} \times 0.0648 \end{aligned}$$

(備考)

トン当たり L N G 平均価格及びトン当たり L P G 平均価格は、当社に揭示いたします。

③原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の 100 円未満の端数を切り捨てた 100 円単位の金額といたします。

(算 式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

9. そ の 他

(1) その他の事項については、一般ガス小売供給約款を適用いたします。
付 則

1. この個別約款の実施期日

この個別約款は、令和 5 年 1 2 月 2 0 日から実施いたします。

(別 表)

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金または 8 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量に乗じて算定いたします。

(2) 従量料金は、基準単位料金または 8 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量に乗じて算定いたします。

(3) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

① 料金算定期間の末日が 1 月 1 日から 1 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 8 月から 10 月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。

② 料金算定期間の末日が 2 月 1 日から 2 月 28 日（うるう年は 2 月 29 日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 9 月から 11 月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。

- ③ 料金算定期間の末日が 3 月 1 日から 3 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 10 月から 12 月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が 4 月 1 日から 4 月 30 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 11 月から当年 1 月までの平均原料価格に基づき算定した夏期の調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が 5 月 1 日から 5 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 12 月から当年 2 月までの平均原料価格に基づき算定した夏期の調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が 6 月 1 日から 6 月 30 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 1 月から 3 月までの平均原料価格に基づき算定した夏期の調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が 7 月 1 日から 7 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 2 月から 4 月までの平均原料価格に基づき算定した夏期の調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が 8 月 1 日から 8 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 3 月から 5 月までの平均原料価格に基づき算定した夏期の調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が 9 月 1 日から 9 月 30 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 4 月から 6 月までの平均原料価格に基づき算定した夏期の調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が 10 月 1 日から 10 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 5 月から 7 月までの平均原料価格に基づき算定した夏期の調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が 11 月 1 日から 11 月 30 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 6 月から 8 月までの平均原料価格に基づき算定した夏期の調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が 12 月 1 日から 12 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 7 月から 9 月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。

(4) 調整単位料金を算定しなかった場合は、基準単位料金を適用いたします。その場合、料金算定期間の末日が冬期に属する場合は、冬期基準単位料金を適用し、料金算定期間の末日が夏期に属する場合は、夏期基準単位料金を適用いたします。

(5) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)

① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(1＋消費税率)

② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(1＋消費税率)

2. 料金表

(1) 適用区分

料金表A ご使用量が0立方メートルから50立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B ご使用量が50立方メートルを超え、200立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C ご使用量が200立方メートルを超える場合に適用いたします。

(2) 料金表

① 料金表A

イ) 基本料金

1か月及びガスメータ1個につき	5,057.81円 (消費税等相当額を含みます。)
-----------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

冬期 基準単位料金	1立方メートルにつき	200.13円 (消費税等相当額を含みます。)
夏期 基準単位料金	1立方メートルにつき	192.43円 (消費税等相当額を含みます。)

ハ) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

② 料金表 B

イ) 基本料金

1 か月及びガスメータ 1 個につき	5,497.78 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	-------------------------------

ロ) 基準単位料金

冬 期 基準単位料金	1 立 方メートルにつき	191.33 円 (消費税等相当額を含みます。)
夏 期 基準単位料金	1 立 方メートルにつき	183.63 円 (消費税等相当額を含みます。)

ハ) 調整単位料金

(2) の各基準単位料金をもとに 8 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

③ 料金表 C

イ) 基本料金

1 か月及びガスメータ 1 個につき	7,257.78 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	-------------------------------

ロ) 基準単位料金

冬 期 基準単位料金	1 立 方メートルにつき	182.53 円 (消費税等相当額を含みます。)
夏 期 基準単位料金	1 立 方メートルにつき	174.83 円 (消費税等相当額を含みます。)

ハ) 調整単位料金

(2) の各基準単位料金をもとに 8 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。